

○成田市簡易水道事業給水条例

平成18年3月24日

条例第37号

改正 平成21年3月25日条例第3号

平成25年12月19日条例第33号

平成31年3月7日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、成田市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第2条 料金は、別表により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 市長は、共同住宅で専用給水装置を複数の世帯が共同で使用している場合には、当該各世帯の使用水量を等量とみなして料金の計算をすることができる。この場合における基本料金の額は、給水装置の口径に応じた金額とし、口径20ミリメートルを超えるものの金額については、口径20ミリメートルの金額とする。

(給水申込納付金)

第3条 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。次項ただし書において同じ。）をしようとする者（成田市水道事業給水条例（平成10年条例第19号。以下「給水条例」という。）第26条第1項に規定する者を除く。）は、市長に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。

2 納付金の額は、次表に掲げるとおりとする。ただし、前項の改造をしようとする者の納付金の額は、改造後の口径に係る納付金の額と改造前の口径に係る納付金の額との差額とする。

	使用する給水管の口径	納付金の額
下総地区簡易水道の給水区域	13ミリメートル	132,000円
	20ミリメートル	275,000円
	25ミリメートル	462,000円
	30ミリメートル	715,000円
	40ミリメートル	1,430,000円
	50ミリメートル	2,475,000円
	75ミリメートル	6,600,000円
	100ミリメートル	13,530,000円

大栄地区簡 易水道の給 水区域	13ミリメートル	148,500円
	20ミリメートル	297,000円
	25ミリメートル	484,000円
	30ミリメートル	748,000円
	40ミリメートル	1,474,000円
	50ミリメートル	2,277,000円
	75ミリメートル	5,522,000円
	100ミリメートル以上	市長が定める額

- 3 給水条例第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。
- 4 納付金は、給水条例第4条の承認後市長が定める納期限の日又は給水条例第32条第3項の確認申請後市長が定める納期限の日までに納付しなければならない。
- 5 既納の納付金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平31条例4・一部改正)

(準用)

第4条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の給水について必要な事項は、給水条例の規定(第1条、第22条、第29条及び第39条を除く。)を準用する。この場合において、第2条中「水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第4条から第10条まで、第12条から第16条第1項まで、第17条及び第18条中「管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「管理者に」とあるのは「市長に」と、第19条第2項、第20条、第23条、第24条、第26条から第28条まで及び第30条から第35条までの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)
- 2 下総町及び大栄町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、下総町水道事業給水条例(平成17年下総町条例第2号。以下「下総町条例」という。)又は大栄町給水条例(平成13年大栄町条例第28号。以下「大栄町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、こ

の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 編入日の前日までにした下総町条例及び大栄町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、この条例の規定にかかわらず、下総町条例及び大栄町条例の例による。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月7日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下

「公共下水道等」という。)の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等(施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日(その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第41条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第42条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第43条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表

(平31条例4・全改)

(1) 下総地区簡易水道の給水区域

用途	口径(ミリメートル)	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートル当たり)
		基本水量	料金	使用水量による料金区分
専用	20以下	使用水量10立方メートルまで	1,991円	使用水量30立方メートルまで 199円10銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 220円 100立方メートルを超える分 231円
	25	使用水量20立方メートルまで	4,086円50銭	
	30		4,191円	
	40		4,295円50銭	
	50		5,238円20銭	
	75		5,762円90銭	
	100		6,286円50銭	
共	全ての口径	1世帯につき	1,991円	1世帯につき使用水量

用		使用水量10 立方メートル まで		30立方メートルまで 199円10銭 30立方メートルを超え 100立方メートルまで 220円 100立方メートルを超 える分 231円
臨時 用	全ての口径	使用水量10 立方メートル まで	2,514円 60銭	使用水量30立方メート ルまで 251円90銭 30立方メートルを超え る分 262円90銭

(2) 大栄地区簡易水道の給水区域

料金 (1月につき)		
基本料金		従量料金 (1立方メートル当たり)
口径 (ミリメート ル)	料金	
13	352円	198円
20	935円	
25	1,540円	
30	2,420円	
40	4,730円	
50	6,930円	
75	17,380円	
100以上	市長が定める額	